

D 4 - 2 1
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . D 4 - 5 - 0
鹿 免 管 第 4 1 5 号
令 和 7 年 5 月 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 行政処分企画係 Tel 

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領の制定について
(通達)

行政処分未執行者に対する出頭命令及び免許証保管措置については、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の一部改正について (通達)」(令和2年6月12日付け鹿免管第657号。以下「旧通達」という。)により実施しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第97号。以下「改正府令」という。)の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証(以下「免許証」という。)の一体化に関する規定が整備され、免許証の保管に関する規定が廃止されることから、「行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」を別添のとおり制定して、令和7年5月9日受理分から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年5月8日限り廃止する。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第19の3の6及び別記様式第22の6の3の出頭命令通知書をいう。
- (4) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分書の交付を受けず、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 「出頭命令手配者」とは、法第104条の3第2項の規定に違反して、指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡、協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

免許管理課長は、所在不明手配者を処分手配登録をしたときは、「運転免許の行

政処分事務に関する報告及び処分執行要領にかかる様式の改正について（通達）」（令和7年3月24日付け鹿免管第247号。）に定める行政処分手配者名簿を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(2) その他手配者登録

免許管理課長は、その他手配者登録の上、行政処分執行指示書、処分書等を警察署長に送付したときは、警察署長に送付した行政処分執行指示書の行政処分執行指示書（免許管理課用）を警察署別に管理し、認知警察官からの照会に対して正確に回答できるように整備しておくこと。

(3) 行政処分手配者名簿の引継ぎ

免許管理課行政処分企画係（以下「企画係」という。）は、執務時間外における照会等に対応できるように行政処分手配者名簿を免許管理課当直に引き継ぐものとする。

2 措置要領の作成と引継ぎ

(1) 免許管理課における措置要領の作成

免許管理課は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領（以下「措置要領」という。）をあらかじめ定めておくこと。

措置要領は、処分種別又は行政処分手配者の住所別による処分の執行場所等の実情を踏まえた上で、出頭命令通知書、処分書等、行政処分関係書類の写し等の到達に要する期間等を考慮して定めるものとする。この場合において、発見の日から原則として20日以内の日となるように対応しておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

措置要領は、執務時間外における協議に応じることができるように執務時間終了時に免許管理課当直に引き継ぐものとする。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

行政処分手配者を発見した際は、別表の措置要領によるほか、次のとおり処理すること。この場合、所属署等以外の本部部署に所属する警察官が発見したときは、直ちに最寄りの所属署等に引き継ぐなどの措置を講じ、引継ぎを受けた所属署等は、企画係へ報告の上、具体的指示を受けること。

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、情報管理課照会係（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配県警察、行政処分手配者の氏名、生年月日、運転免許の保有状況、対象者が免許証を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

(2) 現住所の確認

行政処分手配者を発見したときの当該手配者の現住所が、当該処分手配時の住所と異なっていないかどうかを確認すること。

(3) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令の措置をとることとなるが、

- ・処分は既に執行されている
- ・処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、企画係（執務時間外にあつては、免許管理課当直。以下同じ。）を通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあつては、交通部当直等。以下同じ。）に照会し、

- ・前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・前歴回数
- ・累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講ずるものとする。

イ 本県手配の行政処分手配者を発見した場合

認知警察官は、行政処分手配者を発見したときは、企画係に行政処分手配者を発見した旨を電話報告し、企画係は、出頭場所について住所地を管轄する警察署と協議の上、当該警察署又は免許管理課に指定するとともに、出頭日については、発見の日から原則として20日以内に指定するものとする。

なお、その他手配者である場合は、行政処分執行を指示している警察署と協議の上、警察署から当該手配者に対する連絡、出頭の確約及び居住実態の把握状況を考慮の上、出頭命令の必要性を検討するものとする。

ウ 本県以外の処分手配登録をしている行政処分手配者を発見した場合

イのとおり、企画係等に電話報告し、企画係等は、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時、場所を指定すること。

また、行政処分手配者の発見時の住所が処分手配時の住所と異なり、現住所が本県以外の都道府県警察の管轄区域であるときは、手配県警察の行政処分担当課と現住所地を管轄する住所地県警察の行政処分担当課において協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(4) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第3項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(5) 事後措置

出頭命令書を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書(写しを含む。)及び出頭命令書の写しを所属署等に提出するものとする。

2 所属署等の措置

(1) 行政処分手配者認知（発見）処理簿の作成

自所属の認知警察官が取り扱った行政処分手配者（他所属等の認知警察官から引継ぎのあった分も含む。）について、行政処分手配者認知（発見）処理簿（別記第1号様式）を作成し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 通知書等の取扱い

自所属の認知警察官から出頭命令書の写し及び出頭命令通知書（写しを含む。）を受領した所属署等は、免許管理課長に報告の上、必要な指示を受け、

- ・手配県警察の行政処分担当課（本県の行政処分手配者であるときは免許管理課）に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）

- ・住所地県警察の行政処分担当課（県内に住所を有する場合の行政処分手配者であるときは免許管理課）に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察が異なる場合に限る。）

- ・認知県警察の行政処分担当課（本県が認知県警察であるときは免許管理課）に出頭命令書の写し

を速やかに郵便書留で送付するとともに、送付状況等を記録しておくものとする。

3 免許管理課の措置

(1) 手配県警察及び住所地県警察である場合の措置

本県以外の認知県警察の行政処分担当課から協議を受けたときは、企画係等は行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答すること。

(2) 認知県警察である場合の事後措置

所属署等から出頭命令措置の報告を受けたときは、免許管理課は所属署等に対し出頭命令通知書の送付等について指導するものとする。

また、県外の手配県警察及び住所地県警察との協議に基づき出頭命令措置を講じたときは、当該都道府県警察担当課に対して行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡すること。

(3) 手配県警察である場合の措置

ア 処分執行に向けた措置

本県以外の認知県警察から連絡を受けたときは、速やかに行政処分執行の措置を講ずるとともに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講ずること。

イ 指定日より早い日への変更要求があった場合の措置

出頭命令書の交付後に行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の申出があった場合には、出頭命令通知書及び処分書の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定するものとする。

(4) 法第109条第1項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講ずるものとする。

(5) 出頭命令の適切な管理

企画係は、本県が手配した行政処分者に対して出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、出頭命令対象者名簿（別記第2号様式）を作成し、出頭命令に関する情報を管理すること。

(6) 行政処分手配者の出頭時の措置

ア 処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

イ 処分書を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

ウ 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

(7) 住所地県警察の行政処分担当課の措置

企画係は、本県以外の手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けたときは、出頭した行政処分手配者に対して、第3の3(6)に準じて処分を執行するものとする。

4 経過措置

改正法施行前の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びに保管証については、改正法附則第5条において従前の例による旨定められていることから、その取扱いに留意すること。

第4 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

改正法により、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、10万円以下の過料に処せられる規定が新設されたことから、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、過料に処される可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 警察共通基盤の運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

企画係は、出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

企画係は、当該出頭命令に従わずに出頭しなかった者について、出頭命令対象者名簿に出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった旨を追記し、出頭命令手配者の所在を知った認知警察官からの連絡に対して適切に対応することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第3の1(1)に準じて、照会センターに確認するとともに、その結果を企画係に即報すること。

報告を受けた企画係は、本県が手配した行政処分者であったときは、速やかに処

分執行の措置を講ずるとともに、地方裁判所に過料事件の通知を行うなど、適切に対応するものとする。

なお、本県以外の都道府県警察が手配した行政処分者であったときは、当該手配県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。

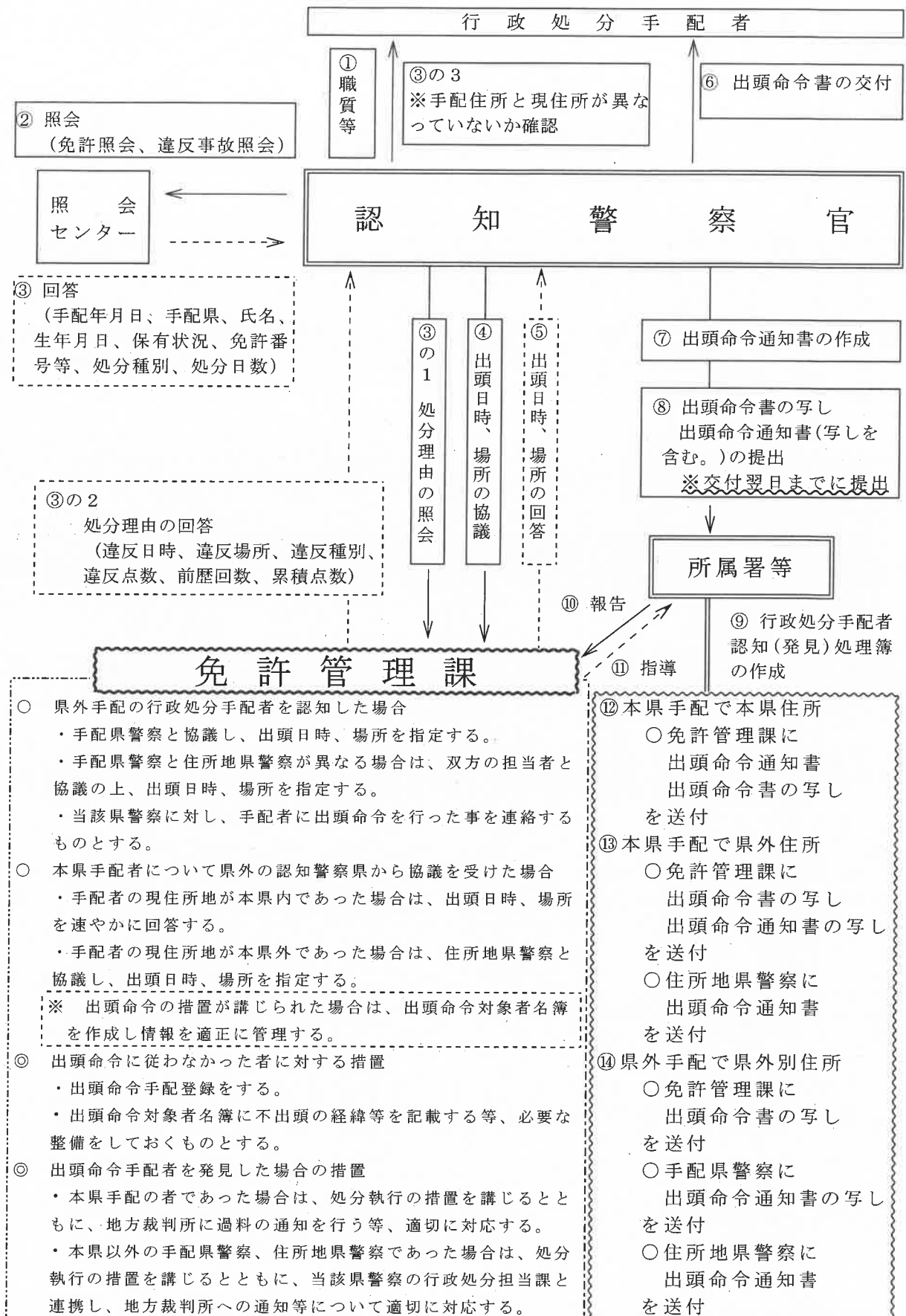
(4) 出頭命令手配者の住所地が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の住所地県警察が手配県警察と別にあるときは、企画係は、双方の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。

また、過料事件の通知は、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うとされていることから、企画係は、住所地県警察と手配県警察の行政処分担当課と連携して適切に対応するものとする。

別表（第3関係）

〔措置要領〕



行政処分手配者認知(発見)処理簿

番号	氏名 生年月日 免許番号等	認知現住所 (アパート・マンション名・号室) 電話番号	職業 (所在地・会社名) 電話番号	手配時住所 指令番号	前歴 回数	処分種別 処分種別 累積点数	認知日時 認知場所 認知者職氏名 年月日 時 分	手配公安 委員室名	通知公安委 員室名 出頭通知書発 送年月日	協議先機関 協議年月日 担当者名	出頭指定場所 出頭日時	備考
					回	日 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	月 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	月 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	火 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	火 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	水 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	

出 頭 命 令 対 象 者 名 簿

管理番号 手配年月日	氏 名 生 年 月 日 免 許 等 番 号	認 知 現 住 所 (アパート・マンション名・号室) 電 話 番 号	職 業 (所在地、会社名) 電 話 番 号	手 配 時 住 所 整 理 番 号	前 歴 回	処 分 種 別 処 分 日 数 累 積 点 数	認 知 日 時 認 知 場 所 認 知 者 所 属 職 氏 名 年 月 日 時 分	手 配 公 安 委 員 会 名	通 知 公 安 委 員 会 名 出 頭 通 知 書 発 送 年 月 日	協 議 先 機 関 協 議 年 月 日 担 当 者 名	出 頭 指 定 場 所 出 頭 日 時	備 考
					回	日 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	月 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	月 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	火 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	火 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	
					回	水 点	年 月 日 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 日 時 分	